

佐賀県告示第 289 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成 25 年 9 月 13 日

佐賀県知事 古 川 康

加入区

南川副加入区、大詫間加入区